

高山市介護保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 所得段階別の介護保険料

単位：円

改正前（第7期介護保険料）			
段階	該当者	負担割合	年額 (月額)
1	生活保護 老齢福祉年金受給者	0.50	33,120 (2,760)
	80万円以下	※ <i>0.30</i>	<i>19,920</i> <i>(1,660)</i>
2	市民税世帯 非課税で合 計所得と課 税年金収入 の合計金額	80万円超 120万円以下	0.70 46,320 (3,860)
			※ <i>0.45</i>
3	120万円超	0.75 49,680 (4,140)	※ <i>0.70</i>
4	市民税本人 非課税で合 計所得と課 税年金収入 の合計金額	80万円以下	0.90 59,640 (4,970)
5	80万円超	1.00 66,240 (5,520)	
6	市民税本人 課税で合計 所得金額	125万円未満	1.15 76,200 (6,350)
7		125万円以上 190万円未満	1.35 89,400 (7,450)
8		190万円以上 250万円未満	1.40 92,760 (7,730)
9		250万円以上 375万円未満	1.80 119,280 (9,940)
10		375万円以上 500万円未満	1.90 125,880 (10,490)
11		500万円以上 750万円未満	2.00 132,480 (11,040)
12		750万円以上 1000万円未満	2.10 139,080 (11,590)
13	1000万円以上	2.30 152,400 (12,700)	

改正後（第8期介護保険料）			
段階	該当者	負担割合	年額 (月額)
1	生活保護 老齢福祉年金受給者	0.50	34,560 (2,880)
	80万円以下	※ <i>0.30</i>	<i>20,760</i> <i>(1,730)</i>
2	市民税世帯 非課税で合 計所得と課 税年金収入 の合計金額	80万円超 120万円以下	0.70 48,360 (4,030)
			※ <i>0.45</i>
3	120万円超	0.75 51,720 (4,310)	※ <i>0.70</i>
4	市民税本人 非課税で合 計所得と課 税年金収入 の合計金額	80万円以下	0.90 62,160 (5,180)
5	80万円超	1.00 69,000 (5,750)	
6	市民税本人 課税で合計 所得金額	125万円未満	1.15 79,320 (6,610)
7		125万円以上 190万円未満	1.35 93,120 (7,760)
8		190万円以上 250万円未満	1.40 96,600 (8,050)
9		250万円以上 375万円未満	1.80 124,200 (10,350)
10		375万円以上 500万円未満	1.90 131,160 (10,930)
11		500万円以上 750万円未満	2.00 138,000 (11,500)
12		750万円以上 1000万円未満	2.10 144,960 (12,080)
13	1000万円以上	2.30 158,760 (13,230)	

※ 1～3段階における括弧内の斜体字は、公費による保険料軽減適用後の数値

2. 実施時期

令和3年4月1日